

## 産前産後の休暇及び育児休業を予定されている先生方へ

産前産後の休暇(以下「産休」という)または育児休業(以下「育休」という)を予定されている先生方へ、その間の研究費の取扱いや手続き窓口についてご案内いたします。

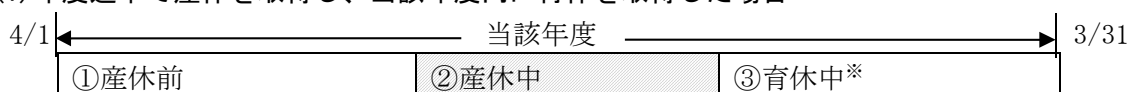
### 1 研究費の取扱いについて

#### <個人研究費>

産休中は、個人研究費の使用・請求はできません。また、産休後に産休中の日付の領収書  
または請求書等の証拠書類も取り扱えませんので、ご注意ください。

個人研究費の使用については、産休の取得時期により、次のとおり取り扱います。

#### (1) 年度途中で産休を取得し、当該年度内に育休を取得した場合



①の期間は、使用できます。

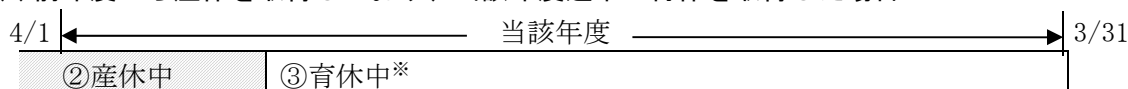
②の期間は、使用できません。

③の期間は、使途範囲を限定して使用できます。

#### 【使用限度額】

510,000円

#### (2) 前年度から産休を取得しており、当該年度途中で育休を取得した場合



②の期間は、使用できません。

③の期間は、使途範囲を限定して使用することができます。

#### 【使用限度額】

産休終了日の翌日から当該年度末までの間の月割り計算の金額

但し、ひと月未満の端数が生じた場合は、ひと月に切り上げ、千円未満の端数が生じた場合は、千円に切り上げます。

(例) 前年度から引き続き産休を取得し、5月15日より育休を取得した場合、  
個人研究費の対象月は、5月～3月の11カ月間

$(510,000 \text{円} \div 12 \text{カ月}) \times 11 \text{カ月} = 467,500 \Rightarrow 468,000 \text{円}$  が使用可能

※育休中は、研究の継続性を支援するために使途範囲を限定した上で個人研究費を請求できます。使途範囲は、自宅を拠点として行う研究に限定し、学会出張旅費、電話代、賃借料のうち会議及び打合せ等に伴う施設利用料並びに報酬のうちモニター協力及びアンケート調査協力等に対するものは、対象外となります。

#### <個人研究費以外の学内研究費>

産休・育休中に研究費を使用・請求することができません。

また、産休・育休後に産休・育休中の日付の領収書  
または請求書等の証拠書類も取り扱え  
ませんので、ご注意ください。

## <科研費>

産休・育休中に研究費を使用・請求することができません。

また、産休・育休後に産休・育休中の日付の領収書または請求書等の証拠書類も取り扱えませんので、ご注意ください。

なお、研究代表者は以下の手続きを行うことにより、日本学術振興会の承認をもって、研究課題の研究期間延長等が可能です。

補助金分 — 研究期間の中断手続きにより、研究期間を中断し、科研費の交付申請を留保し、研究実施計画の変更願及び「交付申請書」により研究を再開することができます。

基金分 — 中断期間が1年以内の場合で補助事業期間の延長を希望する場合は、取得時には手続き不要ですが、研究再開時に補助事業期間の延長を申請します。（申請は補助事業期間内に行います。）

中断期間が1年を超える場合は、取得時に研究中断届を提出し、研究再開時に補助事業期間の延長を申請します。

## 2 産休及び育休の取得手続き等取扱窓口について

### (1) 産休及び育休その他の諸手続き

人材開発課 (内線 2294)

給与・福利厚生課 (内線 2275)

### (2) 授業等に関する手続き

所属の各学部等オフィス

### (3) 研究費についてのご相談窓口

研究支援・社会連携グループ

学内研究費担当 (内線 3081) メール: [gakunai@ml.kandai.jp](mailto:gakunai@ml.kandai.jp)

科研費担当 (内線 3028) メール: [kaken@ml.kandai.jp](mailto:kaken@ml.kandai.jp)

## 3 関連規定（抜粋）

### 個人研究費取扱規程

(適用除外及び使途範囲の限定)

第8条 療養休務、休職等及び休務の発令がされている期間は個人研究費の請求はできないものとする。

2 育児休業及び介護休業の期間は、使途範囲が限定されるものとする。

### 個人研究費取扱要領

#### 1.3 適用除外期間

療養休務、休職等、休務の発令がされている期間、及び産前休暇・産後休暇中は、個人研究費の使用・請求はできません。ただし、育児休業及び介護休業の期間においては、使途範囲を限定した上で個人研究費の請求を認めます。使途範囲は、自宅を拠点として行う研究に限定し、学会出張旅費、電話代、賃借料のうち会議及び打合せ等に伴う施設利用料並びに報酬のうちモニター協力及びアンケート調査協力等に対するものは、対象外とします。

以上